

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四人事課の項部長の欄中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）第十五条の五（第二十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による勤勉手当の勤務成績による割合の決定

別表第四薬務課の項部長の欄第六号を次のように改める。

六 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関する次のこと。

1 第十一条ただし書の規定による栽培地外への大麻の持出しの許可

2 第十二条の三第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許の取消し又は大麻草の栽培の中止の命令及び同条第二項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録の抹消
別表第四薬務課の項部長の欄第九号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号の1中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同号の2中「第十条第三項」を「第十二条の四第二項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者の免許の取消し及び同条第四項の規定による大麻草採取栽培者名簿」に改め、同号の3中「収去命令」を「収去」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第三号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「収去命令」を「収去」に改める。

別表第六の三徳島県立工業技術センター所長の項第二号中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年七月十二日から施行する。ただし、別表第四薬務課の項部長の欄第六号の改正規定及び同項課長の欄第九号の改正規定並びに別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第三号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。